

各論 5

男女平等社会の実現に向けた取り組み

【あらゆる分野における男女平等参画の推進】

1. 連合「第4次男女平等参画推進計画」（2013年10月～2020年9月）を着実に実行することにより、男女が対等・平等で人権が尊重され、役割と責任を分かちあう男女平等参画社会を構築する。
 - (1) 「3つの目標」（ディーセント・ワークの実現と女性活躍の推進、仕事と生活の調和、多様な仲間の結集と活性化）達成に向け、構成組織および地方連合会の取り組みを支援する。
 - (2) 「女性役員を選出している組織 100%」達成のための取り組みを強化する。また、「2020年までに連合の役員・機関会議の女性参画率 30%」に向け、女性役員選出の手法の一つであるクォータ制導入に向けた検討、導入に取り組む。
 - (3) すべての組織の目標達成に向けて、男女平等推進委員会のもとにある第4次男女平等参画推進プロジェクトチームによる進捗管理とフォローアップ体制を強化する。
 - (4) 「連合島根第3次男女平等参画推進計画」（～2020年10月）を推進する。あわせて、目標達成にむけた実態把握（参画調査）や行動目標の進捗状況をフォローアップしながら進める。
2. 男女平等参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法にもとづく「第4次男女共同参画基本計画」を着実に実行する。とりわけ「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」目標の達成に向け、ポジティブ・アクションの導入を推進する。また、国連「女性差別撤廃委員会」から求められている課題の解決や「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准へ積極的に取り組む。
3. 男女平等の視点から社会制度、慣行の見直しを推進する。
 - (1) 家族法を中心とした民法改正に向け、選択的夫婦別姓制度の導入や、婚姻年齢の男女同一化、女性のみ課せられた再婚禁止期間の見直し、男女平等の観点からの相続法の見直しなどに取り組む。
 - (2) 人権を冒とくする性の商品化や女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発などの運動に取り組むとともに、刑法（性犯罪関係）の見直し、性暴力等被害者支援法の制定など、関連法の整備に向けた取り組みを進める。
 - (3) 女性の政治への積極的参画を実現するため、クォータ制導入に必要な法整備に向けた取り組みを進める。

- (4) 税制や社会保障制度などにおける就業抑制インセンティブの解消をはかり、性やライフスタイルに中立な制度に改革する。
- (5) 震災復興対策・防災対策への女性の参画を推進するため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」を活用して取り組む。
- (6) 性的指向や性自認にかかわらず、人権が尊重される社会の実現に向け、差別禁止や同性パートナーの権利確保などに向けた法整備を進めるとともに、ガイドライン作成などにより職場環境の改善に取り組む。

【雇用における男女平等の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と両立支援の拡充、均等待遇に向けた取り組み】

- 4. 妊娠・出産、育児や介護で離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、「改正育児・介護休業法等に関する連合の取り組み」などにもとづき、非正規雇用労働者を含むすべての労働者の両立支援制度の拡充に取り組む。
- 5. パートタイム労働者の均等待遇の実現をめざして、パートタイム労働法の改正に向けた労働政策審議会や国会の審議における意見反映などの取り組みを行う。
- 6. 女性の参画および活躍を促進するため、女性活躍推進法などを活用し、非正規労働者を含むすべての女性を対象とするポジティブ・アクションを積極的に推進するとともに、女性を含めた誰もが働きやすい環境の整備を行う。
- 7. 「総合職」や「一般職」などのコース別雇用管理や、セクシュアル・ハラスメント、性別役割分担意識にもとづく言動などに関する職場の実態調査の結果などを踏まえ、男女雇用機会均等法の改正に向けた取り組みを行う。
- 8. 男女間賃金格差の是正に向け、賃金プロット手法を活用した要因分析と格差の「見える化」による賃金改善に取り組むとともに、間接差別にあたる生活関連諸手当の「世帯主要件」の廃止に取り組む。
- 9. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかるため、男女ともに労働時間などの働き方を見直すとともに、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法などを活用し、男性の育児休業取得促進を含めた環境の整備をはかる。
- 10. 育児・介護休業法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、労働基準法の女性保護規定の職場への定着・促進をはかる。

【女性リーダーなどの育成と組織内外に向けた取り組み】

- 11. 女性活動家の養成や女性リーダーおよび若手男性リーダーの育成に向け、中央女性

集会や女性リーダー養成講座・男女平等講座などを通して、課題の共有と主体的行動の促進をはかる。

12. 地方ブロック女性会議において、男女間格差、長時間労働をはじめとする働き方の見直しなど男女平等課題の解決に向けた取り組みを行う。

13. 男女平等推進への機運を高めるため、6月の「男女平等月間」において組織内外に向けた活動に取り組む。

「連合島根第3次男女平等参画推進計画」や男女平等課題、男女が共に組合活動を担う意義を学び実践につなげるため、研修会を実施する。また、6月の「男女平等月間」には、男女平等課題の研修会を実施する。

【国際連帯活動の推進と各種国内団体との連携】

14. ITUC（国際労働組合総連合）やITUC-AP（アジア太平洋地域組織）女性委員会などの男女平等運動に連帯し、「3.8 国際女性デー」をはじめ、「10.7 ディーセント・ワーク世界行動デー」、「11.25 女性に対する暴力廃絶デー」労働組合の女性参画を促進する「カウント・アス・イン」、「女性の観点からみた将来の仕事」、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する取り組みなど、ジェンダー平等推進キャンペーン活動に連帯し取り組む。

15. CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）をはじめ、CSW（国連女性の地位委員会）、ILO条約勧告適用専門家委員会、TUAC（OECD労働組合諮問委員会）など国際関係機関の動向を注視し対応を進める。

16. 運動の目的が一致するNGO・NPOや女性団体など各種団体との交流、連携をはかる。